

## 鮮魚市場旧東冷蔵庫棟活用事業提案評価委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 鮮魚市場旧東冷蔵庫棟活用事業（以下、「本事業」という。）において、事業者公募の公募要綱や事業者からの提案内容について、専門的かつ客観的な観点から広く意見を聴くため、鮮魚市場旧東冷蔵庫棟活用事業提案評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の目的)

第2条 委員会では、次の事項について委員から参考となる意見を収集する。

- (1) 公募要綱及び評価項目に関すること
- (2) 事業提案書の評価に関すること
- (3) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること

### (委員の選任)

第3条 委員会は、学識経験者等の委員6人以内をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員は、事業者と特別の利害関係を有してはならず、委員会の公平性・公正性を損なってはならない。

### (除斥)

第4条 委員は、事業者と次の利害関係を有するときは、第2条の事項について、委員会に出席できない。

- (1) 委員が、直近5年に公募に参加する企業に所属している場合
- (2) 委員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居人が、公募に参加する企業の役員である場合
- (3) 委員が、直近5年に公募に参加する企業から寄附を受け、又は共同研究を行っている場合
- (4) 前各号に掲げる利害関係に類するものとして、福岡市が認める場合

### (任期)

第5条 委員の任期は、優先交渉権者等との基本協定締結の日までとする。

### (組織)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### **(会議)**

第7条 市長は、委員の意見の収集を行うため、委員会を開催することができる。

2 市長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明またはその意見を聴くことができる。

#### **(守秘義務)**

第8条 委員（委員の職を退いた者も含む。）及びその他委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### **(解嘱)**

第9条 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

2 市長は、前項の規定により委員を解嘱した場合は、専門的な知識または経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、新たに委員を選任することができる。

#### **(会議の公開)**

第10条 委員会の会議は、事業者の競争上の地位の保護や提案内容の評価の公平性を確保するため、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条第2号、第4号、第5号及び第38条ただし書きに基づき、原則非公開とする。

2 委員会の公平性、透明性を確保するため、議事録を作成しなければならない、

#### **(事務局)**

第11条 委員会の庶務を処理するため、事務局を農林水産局 中央卸売市場 市場整備担当に置く。

#### **(運営の細目)**

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は令和8年4月10日から施行する。